

議案第36号

## 港区国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

令和2年2月14日に開催された特別区長会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令が一部改正されたことを踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 保険料率等の改定
- (2) 被保険者均等割額の減額措置の拡充
- (3) 保険料の賦課限度額の変更

### 2 改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第15条の4	一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率	一般被保険者に係る基礎分（医療分）の保険料率を次のとおり改正します。 所得割（旧ただし書所得に対して乗じる料率） 「100分の7.25」→「100分の7.14」 所得割の賦課割合 「100分の66」→（変更なし） 均等割（世帯員に均等に賦課する金額） 「39,900円」→（変更なし） 均等割の賦課割合 「100分の34」→（変更なし）
第15条の8	基礎賦課限度額	基礎分（医療分）の賦課限度額を次のとおり改正します。「61万円」→「63万円」
第15条の12	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100分の2.24」→「100分の2.29」 所得割の賦課割合 「100分の66」→「100分の65」 均等割 「12,300円」→「12,900円」 均等割の賦課割合 「100分の34」→「100分の35」

第16条 の4	介護納付金賦課 額の保険料率	<p>介護納付金分の保険料率を次のとおり改正しま す。</p> <p>所得割 「100分の1.24」→「100分の1.46」 所得割の賦課割合 「100分の55」→「100分の59」 均等割 「15,600円」→（変更なし） 均等割の賦課割合 「100分の45」→「100分の41」</p>
第16条 の5	介護納付金賦課 限度額	<p>介護納付金の賦課限度額を次のとおり改正しま す。</p> <p>「16万円」→「17万円」</p>
第19条 の2	保険料の減額	<p>基礎分（医療分）の賦課限度額を次のとおり改正 します。</p> <p>「61万円」→「63万円」 介護納付金分の賦課限度額を次のとおり改正しま す。</p> <p>「16万円」→「17万円」</p> <p>保険料均等割額の7割軽減額を次のとおり改正し ます。</p> <p>基礎分（医療分） 「27,930円」→（変更なし） 後期高齢者支援金分 「8,610円」→「9,030円」 介護納付金分 「10,920円」→（変更なし）</p> <p>5割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次の とおり改正します。</p> <p>「33万円＋被保険者数×28万円」以下 →「33万円＋被保険者数×28.5万円」以下</p> <p>保険料均等割額の5割軽減額を次のとおり改正し ます。</p> <p>基礎分（医療分） 「19,950円」→（変更なし） 後期高齢者支援金分 「6,150円」→「6,450円」 介護納付金分 「7,800円」→（変更なし）</p> <p>2割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次の とおり改正します。</p> <p>「33万円＋被保険者数×51万円」以下 →「33万円＋被保険者数×52万円」以下</p> <p>保険料均等割額の2割軽減額を次のとおり改正し ます。</p> <p>基礎分（医療分） 「7,980円」→（変更なし） 後期高齢者支援金分 「2,460円」→「2,580円」 介護納付金分 「3,120円」→（変更なし）</p>

付則	施行期日	1 この条例は令和2年4月1日から施行する。
	経過措置	2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。